

こんにちは！ 日本共産党の 好きです！憲法9条

大名みえ子です

ご相談はお気軽に寄せください

2014年2月28日 №235

〒319-1112

東海村村松2401-2

toukai@oona-mieko.info

電話・ファックス 029-284-0761

【山田村長に申し入れ】

東海第二原発の 安全審査申請を認めないで欲しい

安全審査申請は再稼働申請の準備そのものです



要請書を手渡す一行 27日午後3時 役場庁舎内にて



2月20日、川根地区への産廃処理施設建設問題の東京高裁での審理を傍聴したあと、傍聴参加者でスカイツリーへ登りました。お天気もよく、平日とあってチケット購入は15分待ちで済みました。高所恐怖症の私は、一番上ではクラクラしてちょっと気分悪くなりましたが一人や家族ではなかなか行けませんので、経験になりました。



押延集会所及び公園で行われました

訓練を行いました。指導いただいたのは、ひたちなか・東海消防の東海消防署の皆さんです。

2月27日、日本共産党茨城北部地区委員会・村委員会・村議団は、東海村長に、「東海第二原発の安全審査は行わないよう」主張することを求める要請を行いました。

村長は、フクシマ視察に出かけており、総合政策部長とまちづくり課長が対応してくださいました。申し入れは、25日NHKがニュースで、「原電が立地や周辺の11の市町村と覚書を締結することになった。市町村側は『覚書は再稼働申請に直結するものではない』ことを要求し、締結は3月5日頃とした上で原電は、3月中にも安全審査を申請したい考え」と報道したことから、「安全審査は、再稼働申請へのステップである。再稼働につながる安全審査申請は認めないと原電に主張して欲しい」というものでした。部長は、安全審査申請を止める法的根拠がないので、要求書を出し、「覚書が再稼働申請に直結するものではない」ことを受け止めもらうよう取り組んでいる」と述べました。一行は、「安全協定の枠組み拡大を実現するまで求めること」「安全審査を行うことが前提の覚書は締結しないで欲しい」「避難計画が出きない中では安全審査申請は認めないよう」主張することを、再度求めました。



2月23日午後、産廃裁判でお世話になっている水戸翔合同法律事務所の「開設30周年記念レセプションに参加しました。

200人からの出席者で「人権・憲法・民主主義を守る砦をますます発展させよう」と挨拶が続きました。秘密保護法などきな臭い動きが続く中で、こうした事務所の役割は、いつそう重要です。